

再処理工場のウラン試験に関する説明会の実施結果について

1. 日 時 平成16年6月17日(木) 18:00~20:45
2. 場 所 六ヶ所村文化交流プラザ スワニー 1F大会議室
3. 当 社 鈴木副社長、青柳再処理工場技術部長、鈴木再処理計画部長、
小松試運転部部長、瀧田環境管理センター長、渡辺広報渉外室部長
4. 司 会 末永 洋一(青森大学教授(青森大学総合研究所 所長))
5. 参加者 約300名
6. 概 要

(1) 鈴木副社長挨拶

(2) 説明(18:10~18:59)

青柳技術部長より資料に基づき、プロジェクターを使用して説明をした。

(3) 休憩・質問・意見記入時間(19:01~19:15)

(4) 質疑応答(19:16~20:45)

主な質疑応答は、次のとおり。

(司会)

それでは、ほぼ定刻になりましたので質疑応答の方に入らせていただきたいと思います。それで時間のことなんですが、当初6時から8時、すべてで2時間程ということになっておりました。ただご質問も色々あると思いますし、ご意見も色々あると思いますので今事業者側の方と話し合いました、最大8時半までやらせていただくということで30分間程の延長をお願いしておりますのでそのような形で進めさせていただきたいと思います。

それから先ほども申しましたけれどもこういう説明会でございますので、円滑且つまた有意義なものにしたいというふうに私としても思っております。従いまして、いくつかの点においてお約束していただきたいと思います。一つは途中での不正規発言。つまり、ヤジ等々ですね。そういったものは現に、みなさん方当然のことですのでないと思いますが、極力と言いますかそれは差し控えていただきたいと思いますというのが第1点です。

それから第2点目といたしましては、もし仮にこの説明会を妨害するようなそういう事象がありましたら、その場合は私司会進行としてそういう権限があると思っておりますので、あるいはご退席いただくということになりかねませんので、その点もよろしくお願いします。

それから第3番目として質問に対する回答。および質問、再質問等やっていただきたいと思います。それに関しましてはなるべく要領よく且つまたなるべく時間をかけないようにやっていただきたいと思います。

そのようなお約束をさせていただきますので、これから質疑応答に入らせていただきます。それではすでに質問のペーパーをいただいておりますので、私の方からお名前とそれから質問内容を読み上げまして、それぞれ事業者側の方からご回答・ご説明いただくという形にしたいと思います。

まず、第1番目でありまして、これは六ヶ所村、泊の小笠原さまのご質問でございます

が、ウラン試験で使い終わったウランはどうするのか。ということでございます。これに関しましては小松部長の方からご回答いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(当社)

先ほどウラン試験では約53トンのウランを使用すると説明しましたがけれども、そのうちの約20トン程度というのは分離建屋、および精製建屋でウランとかプルトニウムとかを抽出する前の状態で抽出工程のところにウランを、きれいなウランを入れておいてその状態で実際にアクティブウランとかプルトニウムを入れますのでそういったウラン平衡用として残しておきます。残りの30数トンにつきましてはウラン脱硝施設におきまして先ほども説明がありました脱硝塔というところで硝酸のウラニル溶液というものを UO_3 というウランの酸化物の粉末にして回収します。

(司会)

はい、ありがとうございます。小笠原さま、いらっしゃいますか。今の回答でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、今のご質問に対する回答はこれで終わりにします。次にウラン試験に使用するウランの調達先と搬入時期はいつか教えていただきたいと思いますということで、これに関しましても同じ小笠原さまでございしますが、青柳部長ですか。ご回答いただきたいと思います。

(当社)

まず調達先でございますけれども、ウランにつきましては核燃料サイクル開発機構の人形峠から運んできたものと、それから一部アメリカから輸入しております。これは毎回、色々な所で聞かれるんですけども、六ヶ所の濃縮工場でのウランを使わなかったのはスケジュール的に成立しなかった、と。六ヶ所の場合は許認可が必要だということで、私どもが必要な時期に六ヶ所のウランが使えなかったというようなことで核燃料サイクル開発機構と米国から輸入したということであります。

それから納入時期は、安全協定というものがこれから県・村と締結させていただくことになると思いますけれども、その後になります。ですからまだ、ウラン試験の直前にならないと搬入はできません。以上でございます。

(司会)

同じ小笠原さまですけれどもよろしいでしょうか。再質問ございますか。はい、では簡単をお願いします。

(質問者)

今の質問にも関係すると思うんですけども、先ほど情報の公表についての説明がありました。私たち一般の村民には非常にたくさんの情報を出されても非常に困る場合があります。それで、私たちにとって何が大切なのか、何が重要なのか、そういった情報のポイントを整理してから流していただくことが必要だと思うんですけども。

(司会)

はい。先ほどの質問とは若干ずれてると言いますか、違うと思いますが、これもどなたか。はい、では渡辺部長お願いします。

(当社)

渡辺でございます。お答えいたします。おっしゃるとおり私ども先行事例を調べた結果、色々多くのトラブルがあるということがわかりました。とは言いながら、できるだけ情報を公開していく努力をしていこうと。そうなりますと、おっしゃられますとおり、多くの情報がたくさん出て行く。そうするとどの情報がどうなのか、ということも非常に關心ごとになるというふうに思っております。

そういうようなことを考えまして、先ほど青柳部長の方から説明ありましたように、情報を3つの区分、「事故・トラブル情報」、それからその次が「保全情報」、そして「運転情報」というように3つに分けている。しかもそれらについては、事の軽重と言いますか、そういった区分に分けてお出しする。さらに当然のことながら情報の中に事前にお知らせしている事例集の中ではまず最初に工場の中と外に影響があるか、ないか。ということを一生涯懸命説明させていただくというふうな努力をしているつもりでございます。そういうようなことで、できるだけ、情報の量は増えるかもしれませんが、分かりやすいと言いますか、知りたい情報に近づいて行くように一生懸命努力したいと思っております。よろしくお願い致します。

(司会)

はい、ありがとうございました。小笠原さん、今の回答でよろしいでしょうか。それでは次の質問に移らせていただきます。ウラン試験の開始にあたっての社員教育ですね。人的ミスというものは完全に防ぐことはできないと思うが、社員の教育はどうなっているのか、ということでございますが、これも青柳部長からご回答いただきたいと思っております。

(当社)

先ほども少しご説明いたしましたけれども、社員教育といたしましては私ども隣町にテクノロジーセンターというものがございます。こういったところで基礎研修及び専門研修というようなことで、座学をまず十分やっております。それから先ほど申し上げましたように、実地訓練といたしまして国内外の再処理工場。これは建設していただいたメーカーさんの施設にもあるわけなんですけれども、そういったところに技術研修ができるような施設がございます。そういったものを併せまして、座学と実習。こういったものを並行してやってございます。

それから先ほども少し触れましたけれども、こういう事故が起きたときに一番重要なのは運転員の当座での適切な対応でございます。そういった点から大きな事故にならないように私どものサイトの中に、中央制御室の中に訓練施設というものを設けました。これは事故・トラブル等が起きた時に適切に対応できることを訓練するために中央制御室と同等の制御室の模型を作りまして、その中で実地訓練を行なっております。以上のようなフェーズで社員教育と訓練を行なっていきたいというわけでございます。以上でございます。

(司会)

はい、ありがとうございます。これは質問の方お名前申し上げないで大変失礼いたしました。六ヶ所村の佐々木さまでございます。佐々木さまいらっしゃいますか。今のご回答について再質問ございますか。よろしいでしょうか。じゃあ、ないということで進めさせていただきます。

次でございます。六ヶ所村内の福澤さまからのご質問でございます。東京での経済産業省の交渉ではウラン試験の前提となる当該区域の保安規定が未承認との見解を得ました。いまだウラン試験云々をする段階ではないと思いますが。ということでこの保安規定のことと、それからウラン試験開始のことに関しましてのご質問だと思えます。これに関しても青柳部長お願いします。

(当社)

保安規定は私ども再処理工場の試験、あるいは操業するための、運転員のためのいわゆる憲法。ルールでございます。これは国の認可を必要としていまして、今まで私どもウラン試験用の保安規定というものを申請して参りました。それで今のご質問なんですけれども、たまたま今日ウラン試験用の保安規定が認可されました。

従いまして、ウラン試験を第1グループ、第2グループ、第3グループと3つに細かく申し上げますと、段階的に入っていかうと考えておりますけれども、その第1グループの保安規定が本日認可されましたので、そういう状況は整ったと考えております。以上でございます。

(司会)

はい、ありがとうございました。福澤さま、いらっしゃいますか。再質問がもしあればどうぞ。

(質問者)

第2グループ、第3グループについてはいかがですか。

(当社)

今第1グループの保安規定を認可していただいたんですけれども、この後第2グループ用の保安規定を申請させていただきまして、第2グループの開始時までにはこれが必要だということになります。

(質問者)

その第2グループ、第3グループの認可を受けるという見通しはどうなってますか。

(当社)

第1グループで保安規定の重要なところは、ほとんど議論し尽くされておりました、第2グループについては範囲が広がる保安規定の認可になりますので、私どもとしては国が認可する事項でございますので、私どもがどうこういうことはできませんけれども、技術

的な議論はだいぶ進んでいるので、そういった範囲の認可は私どももそんなに時間を経ないで認可をいただけるのではないかと。まだ申請してませんので、なんとも言えませんが、そういうふうに理解してございます。

(司会)

よろしいでしょうか。まだそういう段階だということで。まだ続けますか。

(質問者)

今のお答えでしたら、まだ申請をしていないという段階でウラン試験にはまだ入れないんじゃないんですか。

(当社)

第1グループ、先ほど小松の方から、粉末を溶かしてウラン試験、これは脱硝建屋でウラン粉末を溶かして硝酸溶液にするということを第1グループでやるわけでございますけれども、この部分の認可がされましたので、その行為については了解されたということで、それはウラン試験の開始と理解しておりますので入れると思っております。

(司会)

はい。以上でよろしいですね。それでは次の質問に移らせていただきます。六ヶ所村の佐々木さま。先ほどもありましたが、ウラン試験に関しても外部の会社に委託して行なう部分があるのか、ということでございます。それで、もしそういう会社があるとすれば、そういう会社の名前を公表できないものかどうか。というふうなご質問でございます。これは小松部長お願いします。

(当社)

一部の施設におきまして、当社社員の管理のもとに協力会社の方に委託してもらうような作業はあります。その委託にあたっては社員に準じた教育をちゃんとやった上で委託の作業に従事してもらうことを予定しています。それで会社名の公表なんですけれども、会社名の公表については差し控えさせていただきたいというふうに思います。

(司会)

佐々木さま。先ほどもありましたが、今のご回答でよろしいでしょうか。はい。それではないということで次に進ませていただきます。

その次でございますが、ウラン試験の開始時期に関しましてですが、いつなのか。また後工程はどのようになるのか。そのことをご教授いただきたいというご質問を、これはお名前等ございませんがこれに関しても鈴木部長お願いします。

(当社)

ウラン試験の開始に向けては、今質問のありました保安規定なども含めて色んな手続きが必要であります。現在そのような手続きの状況を見ながら検討を進めているところでご

ざいまして、その結果がまとめ次第、皆様にご説明させていただきたいと考えてございます。

それからその後につきましては、当然安全を最優先に事業を行なう以上、我々計画を持っているわけでございますけれども、そこを目指して、色々検討を進めて行きたいということで、これについても検討結果がまとめ次第ご報告させていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(司会)

はい。お名前ございませんので、どなたか分かりませんが、もし今のことでありましたら、挙手をお願いしたいんですが。よろしいですね。では今のご回答で終わりということにいたします。

その次でございます。運転継続時期の安全性ということで、トラブルが発生しても状況に応じて、機器又は設備等を停止せずに運転を継続したまま補修などの復旧作業に当たるということだが安全性は確保されるのか。というご質問でございます。青柳部長ですか。お願いします。

(当社)

先ほど、私の方の説明が十分でなかったのかもしれませんが、まずトラブルが起きた時に安全性を確認するというのが大前提であります。それで安全性を確認した上で先ほど申し上げましたように、トラブルの大きさによっては、狭い範囲でクローズするようなものについては確認した上で他のところの試験運転なんかはそのまま継続してもいいという判断があればするわけでございます。まず、その安全性を確保することが大前提でございます。それが言葉足らずになったことをお詫び申し上げたいと思います。

(司会)

ただ今のご質問はまた、すいません、お名前申し上げるのを忘れてましたが、六ヶ所村の菊池さまでございます。それでは菊池さま、再質問お願いします。

(質問者)

はい。聞いてまして、急がないで着実に失敗がない試験をしてほしいと思ひまして、質問いたしました。よろしくお願ひいたします。

(司会)

そのようなご要望ですので、よろしくお願ひします。菊池さまよろしいですね。それでは、その次に参らせていただきます。これは三沢市の井出さま。先行プラントとは異なる設備のトラブル検討は十分なされているのかどうか、ということでのご質問です。これも青柳部長からご回答いただきたいと思ひます。

(当社)

先行プラントで最終的なチェックを行なったわけですが、私どもの設備ではじめ

て使うような工程のところも若干ございます。こういうものにつきまして、今まで昭和55年以来十数年に渡って、様々な試験、事前のモックアップ試験という言い方をするんですけども、事前の試験を行なって、一つ一つ確実に稼動するというを確認した上で、実機プラントに反映してございます。そういったものをまずやった上で設計がされてるわけでございます。そしてものができた段階において再度、先行プラントのトラブル事例でチェックをした、ということでございますので、初めて使うようなところにつきましては何重にも段階を踏んでやって参って来ました。この辺のご説明が今日はなかったというのも少し足りなかったと思います。以上でございます。

(司会)

三沢市の井出さま、再質問ありますか。それでは今のご回答で納得されたということでお願いいたします。続きまして、外乱試験に関しまして、これも青柳部長からお答えいただけたと思いますが、六ヶ所村の行天さまと申すのでしょうか、外乱試験についてですが、説明の中で停電を模擬するとありましたが、他にも停電以外で何か考えていらっしゃいますか。想定されますか、ということでございます。これも青柳部長お願いいたします。

(当社)

色んな試験を行ないますけれども、停電が一番広く影響するんですが、再処理工場を動かすために、色んな、一般的にはユーティリティという言葉を使いますが、空気とか水とか冷却水とか、こういうものを供給して各工程が動くようになっております。そこでそういった空気とか水とか、そういうものを停止させて、空気なんかの場合は色んな弁を開閉したりするんですけども、そういうものが空気を送らなかったらどうなるか。そういったことを建屋ごとにチェックいたします。そういった様々な安全性に影響するような動力源のようなものを断って、しっかり設計どおりの状態にそういう影響が落ち着いていくということを確認するというのが外乱試験でございます。以上でございます。

(司会)

よろしいでしょうか、今のご回答で。はい、どうぞ。よろしいですか。では、納得していただけたということで終わらせていただきます。

次にトラブル情報の反映ということでこれまでのトラブルを考慮し、これは先行事例ということだと思っておりますが、より高度な安全対策、並びに環境対策について現在どの程度まで確立されているのかお聞きしたいということで、これはいわゆる安全対策・環境対策の問題だろうと思っておりますが、この辺小松部長よろしく申し上げます。

(当社)

先ほど青柳部長の方から説明ありましたように、先行施設の色々なトラブル状況を約1,200件ほど集めまして、そのうち850件につきましては六ヶ所の再処理工場に反映すべきものだというご説明をしたと思っております。そのうち約500件につきましては、すでに改造工事、あるいは運転要領書、手順書、そういうものについてすでに反映済みです。それで残りの350件につきましては、今後の試験の結果ですとかそういうことを結

果が来た上で今後とも反映していくということで今考えております。

(司会)

よろしいでしょうか。今のご回答に対して、質問された方、よろしいでしょうか。もし再質問ございましたらお手をお挙げください。なんかないみたいなので、OKということでさせていただきます。

それではその次であります。今度は自然災害ということなんですが、地震発生等の自然災害はトラブルとして想定されているんでしょうかということで、六ヶ所村の加藤さまからご質問いただいております。これは青柳部長。

(当社)

地震につきましては、設計の段階で六ヶ所近辺の地震、過去の地震を調べまして、その中で最大となるものを包含できるような地震波に対して十分もつように設計されております。そして、こういった耐震設計と申しますけれどもこういったものは安全審査ということで、平成元年から4年間かけてやった国の安全審査。これによってしっかり確認されておりまして、それによりまして十分耐震性はOKだということで了解されております。そしてそういったものが着実に設備あるいは建物に反映されているかどうかということ、使用前検査ということで国の審査を受けて現在ほぼそれが終了してございます。

(司会)

六ヶ所村の加藤さま、今のご回答でよろしいでしょうか。再質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それじゃ終わらせていただきます。先ほど私の方で失念いたしました、先ほど小松部長にお答えいただいた方は三沢市の小泉さまでございますが、小泉さま改めて再質問ございますでしょうか。よろしいですか。それじゃ、そういうことで終わらせていただきます。

その次でございます。段階的に試験を実施してきているのになぜトラブルが起きるのか。わかりやすく説明してほしいということで、素人にもわかりやすくということで、かなり青柳部長もだいぶ苦心されてご説明してありましたが、その点に関してもっとわかりやすくということだと思っております。菊池さま、六ヶ所村のですね。ご質問いただいておりますが、青柳部長。大変でしょうけれども。

(当社)

例えば、例を挙げて申し上げますと、配管に先ほど継ぎ手というのがある絵が出ました。フランジと申しますけれども、例えば一番最初に水、空気ですまず確認するときには、水を流してみてもそこから漏れるかどうか、漏れたらそのパッキンがおかしかったらパッキンを取り替える。閉め方が足りなかったら増し締めをして締めるというふうなことをまずやります。

ところが、その次に化学試験というものをやる。化学試験では今度硝酸を流してみた。すると硝酸は薬品でございますので水と違って部材を損傷するリスクは高いわけでございますけれども、昨年私ども硝酸漏えいというのを実際に起こしてしまいましたけれども、

そこに硝酸にもたないようなパッキンが使われていたわけです。そういったことが実際に試験をやってみたらそこから案の定漏れてしまった。化学試験ではそれが分かった。そこで今度はそれを対薬品性をもつパッキンに取り替えた。

そしてそういうことの次にウラン試験をやってみた、というときに今まで水とかそういうものでは検知できなかった、ウランの場合は非常に微量ですけれどもやっぱり放射線を出しますので、少量でも少しでも漏れると検出できます。そういった観点から段階的にそういうものを確認して行って、放射能があるものについては非常に微量でも検出できますので、逆に最終的にはそういうものが検知できなくなれば、当然ですけれども水とか硝酸とかそういうものは全く漏れないということで、各段階段階にやっぱり使うものによってトラブルの因果関係にあるものは摘出できるというようなことでございます。ちょっと説明になったかどうかわかりませんが、そういう段階を踏むことによってどんなものでもできるだけ見つけるということで段階を踏んでいるということでございます。

(司会)

はい、ありがとうございます。ただ今のご質問は先ほどもご質問がありました六ヶ所村の菊池さまでございますが、なかなか難しいことをわかりやすくということで、今大変ご苦労されてご回答いただけたいと思いますけれども、菊池さま、今のでよろしいですか。はい。じゃあ、今後ともまたご質問ください。もっとわかりやすくしたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。これは三沢市の久松さまだと思います。これは先行施設のトラブルについてということで、ちょっと長い質問ですが私の方で読ませていただきます。A4資料6ページによると、先行施設におけるトラブル例にはINESの2までフランスで起きている。今回は全く説明がなかったがこれはウラン試験中のトラブルではないということでしょうか。省いたのか。しかし6ページによるとINES2の場合は所内電源喪失であり、これはウラン試験中でも起こり得ると思われる。少なくともINES1, 2の件に関してはどういう事故であり、原燃の場合はどのような対策を行っているのか説明してほしい。ということで三沢市の久松さまからご質問いただいております。これに関しましても青柳部長お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(当社)

まず、INESの2のトラブルでございますけれども、これは所内電源喪失でございます。これはウラン試験中のものではございません。所内電源喪失はウラン試験期間中でも電源を喪失してしまえば同じことですが、ウラン試験期間中と操業中。すなわち使用済燃料を用いている時に起きる所内電源喪失というのは影響の程度が全然違います。すなわち所内電源喪失になりますと、再処理工場では最も重要な冷却機能とか水素掃気機能というものが喪失しまして、そのために非常用電源というのが用意してあるんですが、そういうので給電されるということになりますけれども、ウラン試験期間中にはそういう電源が不可欠な安全性に関する要件というのはございませんので、ウラン試験期間中に起きてもこういうふうなINESのレベルは高くなりません。低いレベルで判断できると思います。このINESの判断というものは国が判断するものですので、私どもが本当はこういうことを申し上げるのは越権行為かもしれませんが、ウラン試験の状態におけ

る電源喪失と操業中は違うということをまず申し上げたいと思います。

(司会)

はい、三沢の久松さま、再質問ございますでしょうか。はい。

(質問者)

すいません。言いたかったことはこういうことが起きて、おそらく電源のバックアップというのは当然フランスでも考えられていただろう。しかしながらINES 2までいってしまったということに対して、ウラン試験だからとかホット試験だからということではなくて、そういうことが起きてしまったというようなメカニズムと言いますか、そういうメカニズムがあったんだとフランスの工場ではあった。それを原燃さんではこれに対してどういう対策を立ててらっしゃるのかということをお聞きしたかったんです。

(当社)

分かりました。私どもは電源喪失につきましては、ウラン試験等、操業中でも同じ状態で設備を稼働いたします。これは一番大事なのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、電源が、ここがもし停電になったというようなときには、非常用電源というのが独立して2系統用意されております。電源がなくなると困る設備には自動的に給電するようになってございますので、そういうものをウラン試験においても同じようにバックアップするようにいたしましてやるわけですけれども、先ほど申し上げましたように、ウラン試験と操業中は違いますけれども、体制としてはそういうことでやらせていただきたいと思っております。

(司会)

久松さま、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、ただ今のご質問に対する回答はこれで終わりということにします。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。これは六ヶ所村の財前さまからです。ウラン試験で発見されなかった不具合がアクティブ試験で発見されたらどうなるのか。例えば、人が入って直さなきゃいけない配管等で漏えいがあった場合、相当な被ばくがあると考えられるがその場合は事故に区分されるのか、というご質問でございます。これは瀧田センター長でしょうか。どうぞよろしくお願いします。

(当社)

ウラン試験中は非常に線量が低い状況ですが、ウランからアルファ線が出ます。それ以外に娘核種としてベータ線を出すような核種があります。ところがアクティブ試験になりますと、まさに使用済燃料を処理しますのでたしかに線量は高くなります。ただし、その中で作業等を行なう場合には、例えば1つは除染という作業をするわけですが、中にある放射性物質を取り除いてそこで人が入って作業する。もちろん作業中は放射線管理上、十分な放射線防護対策等をとって実施をするわけです。

それから事故になるかどうかというのは、例えばその漏れた量とかによって事故扱いさ

れるか、あるいは先ほどのお知らせで収まる場合もございますが、基本的には私どもは漏えいがあったという事実をお知らせして、こういう対策を取りますという話になると思います。

(司会)

はい、ありがとうございます。六ヶ所村の財前さん。今のご回答でよろしいでしょうか。再質問ございますか。じゃあないというふうに判断させていただきます。

それじゃあ、また瀧田センター長にご質問でございます。六ヶ所村の菊川さんからでございます。ウラン試験中、作業員の被ばくはあり得ると思います。仮に環境への影響がないとしてもです。もし作業員が被ばくした場合、その治療はどこで行なうのでしょうか。ということですね。これも瀧田センター長ご回答いただければと思いますが。

(当社)

先ほども申しましたように、被ばくと申しますと外部被ばくにつきましてはウランを取り扱っている場合にはガンマ線等は非常に少ないため、外部被ばくがまず問題になることはないと思います。その代わりに、アルファ核種ですのでやはり内部、体内に取り込んだりいたしますと、内部被ばくという問題がございます。そのため、作業にあたっては防護マスク等必要に応じてつけて作業いたします。

また、万一ケガをした場合、そこに放射性物質が付着した。こうした場合には施設内で除染。例えば水で流したり、あるいは除染剤を使って汚れをとる。また傷口につきましては、当社の産業医等の指導のもとに除染を行なう。ただし、緊急、人命上、急を要する場合には、当社は八戸にございます青森労災病院というところと緊急医療協定を結んでおりまして、どうしても緊急上必要な場合には汚染拡大防止、外部に汚染が飛び散らないような処置ですね、こういう処置をして、八戸の労災病院で処置をしていただく。そういうふうに考えております。

(司会)

菊川さま。はい、では再質問お願いします。

(質問者)

青森の労災病院ですけれども、そこでは被ばく医療を今までされたことはあるのでしょうか。

(当社)

被ばく医療を実際にされたことはございません。ただ、原子力安全研究協会等の研修等を受けて、被ばく医療に対して知識を積んでいこう。あるいは実際の研修を受けていこうということで進めていると聞いております。

(質問者)

もし事故が考えられるとしたら、そういう試験を始める前に作業員のためだけにでも十

分な被ばく医療の準備と、それから機器の準備をしてから試験に入るべきではないでしょうか。

(当社)

ウラン試験開始にあたりましては、関係する社員に対しまして、除染訓練、あるいは管理区域からの救助訓練、こういったものを実施するようにいたしております。

それから所内には緊急医療のための設備等を用意しておりまして、そこで当社産業医と一緒に放射線管理員等も携わりまして、十分な除染・管理を行なっていく予定にしております。

(司会)

菊川さま、よろしいですか。はい、では今の質問に対するご回答は以上ということにします。色々来てますんで、少し急ぎます。今のところ、特に皆さん方の質問の用紙では1番とかあるいは4番、この辺に関しましての質問を中心にして質問させていただいております。ただ裏方が大変混乱しておりまして、色々なものを持ってくるので私もちょっと分けづらいんで、その辺はちょっとご容赦いただきたいと思います。

それでは、次に六ヶ所村の行天さま。先ほどもご質問ありましたが、これはその他というふうになっているんですが、化学試験の進捗率はということでご質問があります。これに関しては小松部長さん、お願いします。

(当社)

現在、化学試験を実施している建屋は高レベル廃液のガラス固化建屋です。その進捗率は約12%ほどになっております。それ以外の主な建屋につきましてはすべて化学試験は終了しております。それからこのガラス固化建屋ですけれども、これにつきましては今現在化学試験中ですけれども、ウランの最終段階まで化学試験を継続して、他の設備と同じような形で進んでその段階で合流するというところでございます。特に化学試験が遅れてるというわけではなくて、当初の計画どおり化学試験の方を進めているところでございます。

(司会)

六ヶ所村の行天さま。よろしいでしょうか。はい、じゃあよろしいということで、ありがとうございます。

それではこれはちょっと変わった質問ですが、重要なことありますので、福澤さま。先ほどもご質問いただきましたが、その他ということですが、前回の住民説明会のことだと思いますが、プールの水漏れの反省としてトップマネジメント、つまり社長から自らの関与が大きな改善ポイントとしてあげられました。今回も社長が不在のままウラン試験の説明というのでは前回の反省が活かされていないんじゃないか、というお叱りともいえるようなご質問をいただいております。これは鈴木副社長お願いいたします。

(当社)

本日、ご承知のとおりウラン試験の概要と想定されるトラブルへの対応についてというテーマでの説明会ということで開催させていただいたものでございます。従いまして、この目的に添う形で私も含めて責任ある回答をできる各部長を5人とりそろえておるわけでございます。本日の説明会がトップマネジメントと対比させて云々というのは、これは当たらないというふうに私は思っております。

(司会)

福澤さま。はい、再質問、どうぞ。まあ、ご意見ですな。

(質問者)

私も佐々木さんの大ファンでしたんで、前回、本当に並々ならぬご決意で私自身の責任だということをおっしゃられたんで、それならば本当にそのこと責任を具体的にどのような対応を取られるのかということを目を注ぎました。それにもかかわらず、今回お見えにならない。あるいは替わられるのかもしれませんが、また新たな社長さんがお見えになるのかもしれない。でもそういう場面で本当にこういうことを言ってほしかったんです。なぜならば、誰が責任を取るのかといったときには、やっぱり最高責任者は誰だということには当然なるわけですね。それは本当にはっきりそれを示してほしかった。という点では、今回トップマネジメントっていう方がおられなかったというのは本当に残念なことだと思います。以上です。

(当社)

ご意見として承りますけれども、私、今しがた申し上げましたように、本日はあくまでもウラン試験並びにそれに伴って予想されるトラブルへの対応の説明会ですので、トップマネジメントとは関わりのないものだというふうに思っております。繰り返しになりますが以上でございます。

(司会)

はい。よろしいでしょうか。はい、では端的に。

(質問者)

じゃあ、今のご意見として伺っておきます。

(司会)

それでは副社長から佐々木正社長ですか。伝えていただきます。大変あなたが愛してるということもですね。伝えていただきます。愛してるっておかしいですか。好きだということ伝えていただきます。よろしくお願いいたします。それでは以上がウラン試験の概要、あるいはウラン試験で発生が予想されるトラブル等についてという点に関しましての主としてのご質問でございました。

これから第2番目の安全対策及び環境対策の方に比重を移しながら、ご質問の方の、またご回答をいただきたいと思っております。まず、これは似たようなご質問でございますので、

3つ。3人のお方のご質問を一括、私のほうで読み上げさせていただきます。質問者は六ヶ所村の佐々木さん、同じく財前さん、それから六ヶ所村のこれは根路銘というんでしょうか。根路銘さま。この3名でございます。まずご質問の内容は海洋放出に当たってウランは絶対に出さない。出ないのかとかですね。あるいは気体廃棄物、液体廃棄物は具体的にはどのような物質が含まれているのか。これらの物質は自然界に元々あるものなのか、ないものなのか。あるいはウラン試験の実施に伴い、大気及び海洋に放出される放射性物質の量。出る量ですね。それはどのくらいか、というふうなご質問をいただいております。

(当社)

それではウラン試験時の放出がどの程度あるかという点について説明いたします。まずウラン試験ではウランを硝酸に溶かします。それから溶媒抽出という抽出試験を、抽出を酸の濃度を変えたりして行なっていくわけです。そうしますと、全部ウランが有機溶媒側に抽出されるわけではなくて、一部はまだどうしても硝酸の方に残ってしまいます。そういったものが廃液系に回ったり、あるいは粉体を取り扱っている時にそれは換気系へ乗って気体廃棄物処理へ回る、ということになります。したがって、まったく試験中は廃棄物が出ないというのではなくて、やはりウランは気体の側にも出ます。

その量といたしましては、現在、先ほども青柳が申しましたように、保安規定に放出管理目標値というのを定めて、試験中に出る放射性物質の量を規定するようにしております。その量につきましては、現在申請いたしました保安規定の中には、大気放出、気体廃棄物として、 6.1×10^6 の6乗ベクレルというアルファ線を放出する核種として規制しております。また液体、海洋放出の液体廃棄物これにつきましては 1.3×10^8 の8乗ベクレルという数値を定めて、これを超えないように管理していくこととしております。

それから試験中、廃棄物処理という形では操業時と同じような処理設備を動かすわけで、気体ではフィルターでろ過をしたり、あるいは排ガスの洗浄。こういったものを行なって放出するという形になってます。また液体の方は蒸発処理、あるいはろ過等を行なってできるだけ放射性物質を取り除いたあと放出していくという形になっております。

放出量といたしましては、先ほど申した量でございますが、なお自然界にも天然ウランと申しますが、そういったものが存在しております。これは土の中、あるいは肥料にもあります。海水中には最も多く含まれておりますが、それらの量に対してそれほど大きな変化を与えない量であると考えております。放出によりまして、線量、環境への被ばく線量がどのくらいになるかと申しますと、22マイクロシーベルトに対しまして、はるかに低い100分の1以下の線量に評価できるというふうに考えております。以上です。

(司会)

はい、ありがとうございました。先ほどお名前申し上げました六ヶ所村の佐々木さま、財前さま、根路銘さま。何か再質問ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。十分理解していただきましたか。それではこれに関しては終わりにさせていただきます。

それからその次ですね、同じく環境対策に関して、これも瀧田センター長からご回答い

ただきたいと思いますが。菊川さまからです。先ほどもご質問いただいた菊川さまです。3つほどに分けられますが、まず1つはトリチウム、クリプトンの放出をなんとか止めてほしいということでございます。2つ目としてヨウ素129、炭素14の測定もすべきであるというのが、第2番目のご質問でございます。第3番目としてモニタリングポストは風下に設置すべきであるというふうな3つの質問をいただいております。一括、瀧田センター長からよろしく申し上げます。

(当社)

まず、ウラン試験におきましては、ウランしか使わないため、試験中、試験に伴うトリチウムやクリプトンというものの放出はございません。

しかし、使用済燃料の受入貯蔵施設、こちら側からは現在もですが、トリチウムこれは、発電所からのプール水にあり、燃料を運んでくる時に一緒に持ち込まれるものでございますが、それが放出されるという状況です。

それから、操業時にはやはりその燃料をせん断して溶かしていくわけですから、クリプトン、トリチウム等がどうしても出てしまいます。クリプトンにつきましては、希ガスと言われまして、非常に反応性の少ない物質でございます。従って、そのクリプトンを回収、除去するという技術はまだ確立された技術としてはない。一部、東海の再処理工場で試験的に、回収するという設備は設置しておりますが、これも全量実施されているというわけではございません。

それから回収したあと、どのように安全に貯蔵・保管するか、という技術でございます。これが、現在のところ貯蔵する技術についてはまだ、十分、確証されたものがないという現状でございます。従いまして現在の所、クリプトンにつきましては大気中へ放出しているという状況でございます。また、トリチウム、これにつきましても、性質的には水と同じでございます。従って、再処理工場の中、硝酸等は再利用して使っていくのですが、やはり処理をしている間にどうしても廃液側へ回っていくという状況でございます。これもやはり水という形をとった場合に、どこまで取れるかという技術等がトリチウムとしての回収技術がまだありません。これも、安全にどう貯蔵しておくかというものがございませんので、現在のところ、放出という状況になっています。

ただし、放出に当たりましては、皆様方に対して、できるだけ放射線の影響が少なくなるように十分な拡散、希釈効果がある排気筒、大気ですと150mの排気筒。海洋ですと沖合3kmの地点から海洋に放出という形で、できるだけ放射線による影響が少ない様な形で放出させていただきます。

それから、ヨウ素129につきましては、私どもの環境モニタリングは、青森県が定めましたモニタリング計画に基づいて実施をしております。その中で、ヨウ素につきましても、モニタリング計画上は、本体の運転前からヨウ素129等が入っております。炭素14、これにつきましては現在、精米、米ですね、米を対象に測定をしております。ただ、その測定方法が天然にあるもので簡単ではない。また、ヨウ素129ですと非常に少ないものです。ヨウ素129につきましては、半減期が長いため、蓄積状況を見ていかなければいけないということで、表土、土ですね、土のところにもどのように変化していくかというのを中心に測定を行っております。

モニタリングポストでございますが、当社の再処理側の敷地には、敷地境界に9個のモニタリングポストを設けており、各方位で測定できるような形でございます。また、敷地の外側には当社のモニタリングステーションが3基。それから、青森県さんが設置しましたモニタリングステーションが6基。計9基で施設を取り囲むように配置して放射線の状況を見ている。そういう状況でございます。

(司会)

ありがとうございました。菊川さん、再質問あればどうぞ。

(質問者)

今の、はじめの様な質問をしたのは、ウラン試験によるトラブル事例集ということで、そういう心がまえで来たんですけれども、このトラブル事例集の中の6ページを読みますと、この中に、スリーマイルの事故とかチェルノブイリの事故まで入っていますね、それを聞いてギョッとしまして、やはりウラン試験は再処理工場の操業につながっていくのだということを改めて認識いたしました。

そこで、先ほどのような質問をさせてもらったんですけれども、この中で先ほど、トリチウムとクリプトンについては、回収する技術がまだ、フィルターがないとおっしゃったんでしたかね、というふうにさっきお答えを聞きましたけど、これについては、私はフランスのクリラッドという民間の研究所、中立の調査研究所の方から聞いたんですけれども、フィルターは確かに開発されているというふうに聞いております。でも、非常に高価であるためにこれをつけると、非常に負担が重くなってしまうので、付けられないのだというふうに聞いています。この点をもう一回確認したいと思います。そして、このフィルターが、もし、あると聞いておりますけど、あるのでしたら住民の健康を守るためにはどんなに高価であってもそれを付けてから操業するというふうにしていただきたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。センター長もう一度。

(当社)

フィルターと申されましたけれども、例えばある気体の中からクリプトンを分離するという、そんな感じの膜というのは確かにございます。それから、トリチウムを分離するという膜も確かにございます。ただ、その回収した放射性廃棄物、これをどのように安全に貯蔵するかという、そういう貯蔵技術の面でまだ確立ができていないと。例えば現在、サイクル機構東海では、試験的に深冷法といって、非常に温度を下げて、クリプトンだけを取るという技術は開発されています。ただ、回収したクリプトンをどのように安全に貯蔵しておくかという所ではまだ、ガスボンベに貯蔵、そういう状況が実態でございます。回収したものを安全に長期間、保管しておく、こういう技術の開発がまだ進んでないというのが現状でございます。

(司会)

菊川さん。再々質問ですか。簡明に。それから、回答の方もなるべく簡単に。時間がだんだんなくなってきましたので。はい。じゃ、菊川さん。

(質問者)

端的に申し上げますけど、どんなに難しい問題があったとしても、それが可能ならば、それを取り付けてほしいと思いますし、もし、保存に問題があるのでしたら、そういうものは出すべきではないというふうに思います。

他、色々ありますけど、少し短く言いますと、一番気になるのは、ヨウ素のことで、これは今、土から測っているとおっしゃいましたけれども、一番たまるのは海藻ですね。海藻の濃度を測ってほしいと。他にも、色々ありますけれども、これだけ要望したいと思います。

(司会)

センター長、回答を。

(当社)

ヨウ素につきましては、フランスの処理技術と違いまして、気体側でできるだけ処理をするという技術を使っております。そのため、フランスと放出量を比べましたらば、10分の1以下となります。それから現在、ヨウ素129につきましては、モニタリング対象になっておりませんが、必要であれば海藻等も含めまして考えていきたい。基本的にはヨウ素131を見るというのが現状でございます。

(司会)

ありがとうございました。菊川さん。よろしいですか。すみませんが再々質問までいきましたんで、終わらせていただきます。

それでは、これもですね、先ほどと大分、ダブるのですが、また出てきましたんで、小松部長にお答え頂きたいんですが、八戸市の山内さまからのご質問です。不適合処置を残したままウラン試験を開始するのはなぜなんですか。というふうなご質問を、先ほどもありましたけれども、同じようなのが。もう一度お答えください。

(当社)

ウラン開始前に必要な工事につきましては、ウラン試験前に行います。ウランを直接扱って試験をするような部分ですとか、あるいは、安全にかかわるような部分につきましては、必要な工事がすべて終わってから、ウラン試験に入るというふうにしております。ウラン試験以降に行うような工事につきましては、安全委員会だとか、そういうところで、安全上支障がないという所定の手続きを踏んだ上で、工事と試験を並行して進めていくというふう考えております。

(司会)

はい。ありがとうございました。今の山内さんのご質問でしたがよろしいでしょうか。

再質問ございますか。はい。どうぞ。

(質問者)

今のお話ですと、ウラン試験前にやる工事はすべて終わっているのでしょうか。

(当社)

ウラン試験に必要な、今言った直接ウラン試験を扱うような部分ですとか、安全性に関するような部分につきましてはすべて終わっております。

(司会)

再々質問はありますか。よろしいですか。それじゃ、終わりにします。それではこれからですね、トラブルの公表、あるいは、公表方法の内訳等々に関しまして主にさせていただきます。

まず、トラブルなどの公表についてということで、微細な事情を始めとするトラブル発生時の情報公開のあり方について、すべてを公表することは安全性の理解度を高める意味で有効的手段なのか、疑問とするところであり、むしろ不安を増幅させるのではないかと考えます。まして、そのあり方について内部的な議論に止まることなく、地域との一貫した共通認識の開発に取り組む必要性を感じるところであります。というので、六ヶ所からの種市さまからご質問をいただいておりますが、渡辺部長よろしく申し上げます。

(当社)

お答えします。先ほど、お答えしたのに近いかもしれませんが、やはり、公表の考え方。説明でもありましたように、法令に基づく報告とか、安全協定に基づく報告事象とか、火災が出た、こういう場合は速やかにプレスを行うとか。あるいは、それ以外のものにつきましては、レベルが下がっていけば、それほど安全に大きな関りはないというものについては、ホームページなどとは言いながら先ほど言ったとおり、色々な事例が多くなってきている。従いまして、私どもが公表する事例は、おっしゃるとおり多くならざるを得ない。そのところで、先ほども言いましたけれども、できるだけ直接的に外に出るもの。あるいは、そうではないものというようなことの軽重をつけながら公表していくということにウラン試験以降、取り組んでいくということをお話させていただいたわけでございます。

こうすることで、一生懸命ご理解を得ようという努力をしているということをご理解いただきたいと言いながら、今いただきましたように、地元の皆様方から公表のあり方について、あまりにも語弊あるかも知れませんが、お騒がせ情報じゃないとか、そういうなことがございました。そこら辺の所を、どういうふうに皆様方と良く理解し合える様になるかということとはよくご意見いただきながら、今後とも私ども考えて行きたいというふうに思っております。とりあえず、今回はウラン試験以降は先ほどご説明したような形で公表させていただきたいというふうにさせていただくということでございます。よろしくお願い致します。

(司会)

種市さまと申すんでしょうか、自分で言いたいと書いてあったんですが、私が読んでし

まって失礼致しました。再質問ということで、もしあれでしたら、種市さま。はい。どうぞ。

(当社)

色々な情報公開の過程の中において、ちょっと語弊を招くような報道のあり方とか、そういった所も、万が一あってはならないというようなこともありますので、出来る限り事業者側だけではなくて、その地域、ひいてはそのメディアの方々、取り組んだそういった共通認識を持つ必要性を今後にご検討いただけるのかな。というふうに要望させていただきます。

(司会)

ありがとうございました。要望ということですね。渡辺部長一言。

(当社)

ありがとうございます。

(司会)

よろしいですか。

(当社)

はい。

(司会)

同じようなご質問。どなたかわからないのですが。お名前ないんで、分かりませんが、ありがとうございます。それではこれは終わりに致します。

その次。また、渡辺部長にご回答いただきますが、六ヶ所村の小泉さんからです。事業進展状況。進捗状況の説明等に関しては、資料のトラブルなどの公表だけでは住民が理解できないと思うんですが、その点はどのようにしてフォローしていくんでしょうか。ということで、やさしく、かつまた、理解できるよう、ということですが、これお考えありましたら。

(当社)

トラブルの情報その他、当社事業の状況について、ということがございまして、ほとんど皆さんご承知と思いますけれども、当社の広報誌であります「新かわら版青い森・青い風」こういうものを使ったり、それからホームページに事業の状況というのを載せさせていただいております。

また、それ以外にも、私どもの青森市であれば、日本原燃サイクル情報センター、それから、こちらであれば、私どもの会社の方に直接聞いていただいても結構です。正直言います、私どもの事業の状況について、その情報につきましてもできるだけお答えしたいと思っております。また、このようにご興味持っていただけたこと自体、大変ありがたく

思っております。今後ともよろしくお願い致します。

(司会)

小泉さん。六ヶ所村の。再質問どうぞ。

(当社)

再質問ではないんですけれども、私も六ヶ所の村民の一人として、一つ意見を述べさせていただきたいと思います。我々住民が、どういう時に不安を感じるかと言いますと、事業者と我々住民の間に、隔たりですとか、距離を感じた時なんですけど。いわゆる情報が的確に開示されてないですとか、説明会なんかに行くんですけれども、その説明していること自体が難し過ぎてわからない、というのがあります。そして何より、普段、事業者としての顔が、事業者いわゆる人間なんですけれども、顔が我々住民に見えてこないということが一番不安に感じるような気がしております。

今後、これは私の要望になるんですけれども、今後青森県の、何より、六ヶ所村の地元の企業として、是非、顔が見えるような説明会なり、その対話の場を、もっと今日のようなことも含めてなんですけれども、もっと設けていただきたいと。そして、是非、住民が安心できるようにしていただければなというふうに思っております。期待しております。以上です。

(司会)

はい。ありがとうございます。今、ご要望ということですので、大変ありがとうございます。副社長もしあれば一言。

(当社)

おっしゃるとおり、そこが一番大事なところだと認識を持っておりますので、色々な場面で今後とも、私どもも努力してまいりますし、具体的なご提案と、また、お伝えいただければありがたいと思っております。どうもありがとうございました。

(司会)

はい。どうもありがとうございました。それでは、その次の質問に移らせていただきます。

三沢市の山田さまでございます。周辺市町村への連絡内容については、今後結ばれる安全協定によって内容が拘束される。現時点ではどのような内容について周辺市町村に報告するのか。ということで、これは渡辺部長さんが良いのでしょうか。はい。じゃ、渡辺部長さん。

(当社)

現在、ウラン試験に関する安全協定につきましては、県当局を始めとして、検討中であるというふうに私ども承知しております。という状況でございます。なお現在、締結しております使用済燃料の受入貯蔵施設の安全協定につきましては、放射性物質の放出状況と使用済燃料貯蔵量、このようなものを報告する内容になっております。ということでよ

ろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。今、山田さま。三沢の山田さま。はいどうぞ。再質問どうぞ。

(質問者)

今の安全協定に基づきますと、今回長年、2年位かけて漏水発覚から使用済燃料搬入中止までに至った事象については、報告義務がないと承知しています。

私が聞いたかったのは、これから作るものですから皆さんが出す問題ではありませんけれども、例えば東通村みたいに、今の再処理工場の内容に比べて、報告義務の内容が月1回に変わったとか、色々厳しくなっています。そういう変更の内容も含めて結ばれるものというふうに考えていますけれども、ウラン試験特有の事例について、さっきも紹介したような、実は法令に基づいて報告しなくても良いんだけれども、再処理工場をまた止めなければいけない様な事故が起き得るのではないかというふうに考えますので、その辺のところについて報告内容を見みますと、130の事例の中、全部0です。INES0以下。この想定が果たして良いのなのか、どうなのか、私は非常に疑問を感じていますがね。だから、そういうものについて我々今まで作られてきた安全協定では不備だと思っていますので、特に周辺市町村に関しては。そこのところを、これから原燃さんと周辺市町村これから結んで行く訳ですので、そこで反映させていただけるような内容に努めていただきたいと思いますということも含めて、要望も含めてお願いです。

(司会)

ありがとうございます。簡単に誰か、渡辺部長あるいは...じゃ、副社長。はい。

(当社)

ご指摘の点につきましては、関係する周辺ご当局とご協議させていただきながら、つめていくものというふうに理解しておりまして、ご意見として承っておきます。

(司会)

はい。よろしいですね、山田さん。それじゃ、同じ山田さんからあと2つ質問がございます。これは共に、青柳部長が最適だと思いますのでよろしくお願いいたします。

公表方法の内訳についてということでもあります。一つは、1,200回くらいのトラブルが想定されているが、試験が順調に始まって、1年以下の期間しかない。毎日3、4件のトラブルに対応するだけの技術陣が用意されているのかどうか。

また、その都度マスコミ、あるいはホームページを通じて報告されるんですか。そもそも化学試験の時のように、後にまとめて公表するんですか。発表するんですか。というご質問。それから、公表基準に関してということで、これも山田さまです。トラブルの想定は、INESの0以下を想定した。今これご質問されましたね。ちょっと違いますか。

(質問者)

ちょっと違いますね。A3の6ページのところなんですが。

(司会)

じゃ、ちょっとそれを質問してください。

(質問者)

事象の例の所に、右側の方に上から3行目の所に、放射性物質が法令で定める周辺監視区域内における濃度限度を超えて放出された時というふうになっています。それで先ほどのINESの基準を読みますと、いわゆるレベルの4の所にそういうような事象、同じ様に記述があるので、その対比について伺っているところです。

(司会)

青柳部長、先ほど私が申しましたのと、今の一括お願いいたします。

(当社)

まず、このトラブルが起きた時には、先ほど申し上げました様に再処理工場は、建屋が非常に多くのもので構成されております。それに対応するような組織と致しまして、私ども前処理ですと前処理課、分離ですと分離課というふうに課で運転員及びそれからエンジニアを抱えております。そういったものが、特にエンジニア、日勤のエンジニアが、トラブルに対して対応することになっておりまして、これは運転員とは別に用意されてございます。従いまして、軽微のトラブルについては、日々の作業の一貫として、そういうトラブルをシューティングしていく。というようなことを、同時並行的に複数の課が対応できるようにしてございます。それから、そういうものをサポートするために、保修部というのがございまして、その保修部がもう少し大きなトラブルに対する改善等を行うようにバックアップ体制がございまして、それが一つでございまして、それが一つでございまして。

それから、INESの話でございましてけれども、4には放射性物質の少量の外部放出ということがINESの4にございまして、そしてもう一つ。私どもが今ご指摘いただきましたA3のところは休祭日を問わず、速やかに公表するというのは、放射性物質が法令で定める周辺監視区域外における濃度限度を超える。この対比についてどうかということでございます。これは、数値的には等価のものでございまして、同じレベルのものでございまして。

但し私どもここで、このA3の公表区分をご説明したのは、ウラン試験において、こういうことで運用し始めますよ、ということを申し上げたわけでございます。そして実際にウラン試験は先ほども申し上げましたようにウランだけを取り扱いますので、これは相当のトラブルがあったとしても、こういうふうな放射線物質が法令で定めるような周辺監視区域の濃度限度を超えるようなトラブルというのは物理的に想定できませんので、これが適応できるようなトラブルがウラン試験で起きるとは、私たちは考えてございません。

ただ、考え方としてはこういうレベルについては、公表区分として、直ちに夜間も問わず、直ちに報告する。あるいは、プレス発表するというような区分にしている。これについては将来とも、アクティブ試験あるいは、操業中においてもこういう区分でやっていくということでございます。

そして今回ウラン試験でトラブルの事例として考えて想定したのは、その中の保全情報のレベルでございますけれども、これは先ほど繰り返しになって恐縮ですけれども、過去の事例からいって、その辺が非常に多いということから、事例集を作ってその対応状況を皆様にご説明することによって、どういことを我々がやろうとしているかをご理解いただくために事例集をつくったものでございます。

それでももう少し上のものも作るべきではないか。という意見は確かにこれを作ってから様々なところからご指摘いただいておりますので、もう少し火災とか、そういうものについても事例を充実させて拡張していきたいと思っております。以上でございます。

(司会)

はい。山田さん。時間の関係で端的に。はい。

(質問者)

そうすると6ページで作ってる中で、保全情報、翌平日に公表以外の部分については、想定以外、今回のウラン試験では、こういうことはおき得ないというふうな、説明で良いですか。

(司会)

じゃ、はい。青柳部長

(当社)

これは絶対というのはございませんので、絶対こういうことはありませんということは申し上げられませんが、公衆いわゆる敷地境界の外に、こういうふうな放射線被ばくを与えるような事故というのは、ウラン試験では私は、起きないと信じております。絶対起きませんという言い方をしますと、技術的にはやはり信頼性を失う言い方になりますので、それだけのことはやったつもりでございますし、しかもそのウランというものが持っている放射能の大きさからいってそういう放出があったとしても、こういうことが周辺に濃度限度を超えるような影響というのではない。というふうに理解してございます。

(司会)

はい。じゃ、山田さんよろしいですね。それでは次に移らせていただきます。いよいよ時間がなくなってきました。もうちょっとだけ、皆さん方大変でしょうけど頑張ってくださいと思います。これから项目的なことだけ言います。

財前さんから。風評被害が発生した場合の対応はどうするのかということで、渡辺部長ご回答ください。端的に。お願いします。

(当社)

風評被害が発生した場合ということ。

(司会)

はい。そうですね。そういうご質問ですね。

(当社)

はい。色々な施設の安全性を確保するという努力をしておりますけれども、万が一、当社施設の運転などに起因して、風評被害が発生したという場合、非常に残念なそんな場合、その時、当然、当たり前のございます。当社は被害を受けた方と誠意を持って話し合いをさせていただきます。そして解決に努めていく。これが基本でございます。

そうであっても、色々整理がつかない、解決に至らない、そういうことも考えざるを得ない。そんな場合におきまして、国においては原子力損害賠償審査会というのがございます。あるいは、青森県さんの方におきましては、風評被害認定委員会というのもございます。こういう公正な立場での適切な判断というものに従って、私ども、必要な賠償をしていくという気持ちでございます。以上でございます。

(司会)

よろしいでしょうか。そういう対応していくということで。それじゃ、時間がありません。それから後、大分ちょっと残りますが、後2、3点だけ。それから是非ともご意見述べたいという方が6、7人いらっしゃいますが、そのうち2人ぐらい、ご意見をいただきたいと思えます。

一つは、これは私も是非聞きたいことなんで、鈴木部長にご回答いただきますが、いわゆる再処理路線の見直し発言が中央ではある。例えば河野太郎代議士ですね、そういうふうな慎重論も出てくるが、そういう中でウラン試験の開始を急ぐ必要があるのか。説明していただきたいということで、鈴木部長。一つよろしくお願いします。

(当社)

お答えしたいと思いますけれども、六ヶ所の再処理プロジェクトといいますものは、古い話になりますと平成12年11月にとりまとめられた国の原子力長計に従って言っている訳ですが、それについては最近色々な観点から意見があるのはもちろん我々は承知してございます。

昨年、そんな中ですが、昨年8月には原子力委員会がとりまとめた、「核燃料サイクルについて」というものや、10月に閣議決定されたものでございますけれども、「エネルギー基本計画」においても、重要性が国として再認識されているところでございます。

この六ヶ所再処理という、今日青柳の方から説明あった訳ですけど、この大規模、かつ、複雑な技術というものを確立していく為には、非常に長期間にわたる着実な取り組みというものが不可欠でございます。着実にといいますのは、この技術者を集めまして、これ日々努力を積み重ねるということでございますけれども、そのようなことを取り組みによって初めて確立できるというものでございます。エネルギー資源が非常に乏しいわが国におきましては、短期間の先行きを見るだけではなくて、長期にわたる視野にたって着実にやっていくということが、非常に重要だと考えておりますので、我々はそういう認識で取り組んでいるところでございます。そういう点ご理解いただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

(司会)

ただいまのご質問は、六ヶ所村の河原木さまですが、もし再質問ございましたら。よろしいでしょうか。それでは、後質問としては一応それに対するご回答ということではこれを最後にさせていただきたいと思います。

それからご意見を述べたいという方は2、3いらっしゃいます、6人ほどいらっしゃいますので、1人、2人、ご意見いただきます。それから、あと県外の方で2人ほど。合計4点のご質問をいただいておりますので、それに対する処置を私の方で申し上げたいと思います。

最後の質問に対する回答ということですが、これは渡辺部長にお答えさせていただきたいと思いますが、先ほどもご質問ありました福澤さま。それから六ヶ所村の橋本さまからですね。このような説明会というのは大変良いと、しかもっと時間をかけて、県内でも、何箇所かでやってほしい、というふうなご質問いただいております。これに対してどういう対応されるか、渡辺部長の方でよろしくをお願いします。

(当社)

はい。今回施設の立地県であります青森県、その中でも当該の村であります六ヶ所村で説明会を開かせていただいた。私どもこういうようなことで説明をさせていただくという努力は今後とも一生懸命続けていきたいと思っております。

ただし、その説明のやり方、具体的な方法これは、色々な方法がありまして、説明会も重要な一つの方法ではありまじょうし、また、ホームページなどによる情報提供。これも非常に重要な方法だと思っております。それから更に私どもは、業界団体とか、地域の団体の方々の所に出向かせていただいて、ご説明させていただく。これも、重要な説明の方法かと思っております。

それ以外に、テレビ、ラジオでの広告とか、新聞を使つての広告と、これもやはり重要なものと認識してございます。いずれにせよ、色々な形で説明する努力をしていきたい。説明会の開催ということにつきましては、色々な方々のご意見、こういうものも伺いながら、今日もいただいたと思ひますけれども、その改善については、色々な説明をする方法の中から、どのようなものが良いかという中の一つとして柔軟に対応して参りたいというふうに考えてございます。よろしくをお願いします。

(司会)

ありがとうございます。そういうことで、対処していくということでございますんで、我々も期待して待っていようと思ひます。よろしくをお願いします。

それでは、是非とも意見を述べたいという方は複数いらっしゃいまして、時間の関係もありますので、2人ほどご指名いたしますので、簡単にご意見を頂きたいと思ひます。

1人は、三沢市の北村さまでございます。それからもう1人は、六ヶ所村の種市さまですね、2人にご意見いただきたいと思ひますが、北村さまご意見おありだということですので是非お願いいたします。はいどうぞ。これはご質問ではありません。ご意見ということで、お伺いいたします。

(質問者)

再処理工場に関する課題は安全性に尽きると思います。私も安全性に関して是非お願い、要望したいと思います。私は経済学を長く勉強しまして、その視点から少し述べさせていただきます。

やはり先ほども、おっしゃられましたように、天然資源に乏しい日本にとりましては、輸入に頼ることなく、それからかつ、廃棄物から再処理してエネルギーを作り出すという点で、非常に高く評価されて良いのではないかと思います。こういう二重のメリットですね、ちょっと見逃していることかも知れませんが。それでやはりこれも安全性という影に隠れて見逃されている点かも知れませんが。今日本はちょっと、石油価格が高騰というわけではないのですが、アメリカの知人に聞きましたら、中東の...そういうことを、そういうメリットを考えましてもやはり安全性のほうが大事でございます。なので、色々説明させていただきました。

例えば、トラブルが起こった場合のリスクマネジメントですね、それから、それに対しての、なんかトラブルあった場合の公表するということで、コミュニケーションをはかる。これは企業の責任ですので、みんなの関心事はやはりそれを、約束をただ言うだけでは誰でもできます。なので、本当に確約できるかということは、これからの企業責任としての課題になってくると思います。その点を是非お願いしたいと思います。確約してください。

(司会)

確約できますね。副社長一言。

(当社)

私ども事業存立の基盤だと思っておりますので、大変貴重なご意見ありがとうございます。

(司会)

はい。ありがとうございました。北村さん。これ後で副社長等々にお見せしますからあなたたくさん書いてあるんで。種市さん端的にお願いします。ご意見ということで伺っておりますので。

(質問者)

ホームページの方で拝見させていただいたんですけども、130項目にのぼる予想されるトラブルの内容について。あらかじめ、ああいった内容のトラブルが評価されて的確な対応等がシミュレーションされていること自体、非常に我々地元住民として安心している次第であります。そういった危険予知活動と言いますか、そういったことを今後も継続していただきたいというふうに要望させていただきます。

ちょっと余談になりますけれども、先日私、Day after tomorrow という映画を見させていただきましたけれども、まさに、私どもがここで議論しているような内容が集約されていると思ってるんですけども、地球規模で進む環境問題に対して、原子力エネルギーの

位置付けというのは必要不可欠な故に、仮に不測の事態によってトラブル等が起きたにしても、次世代、我々、未来を担う世代のために何が何でも再三再四、安全性を最優先して、一日も早い操業稼働を、強く念じて要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会)

日本原燃さんに対する叱咤と激励だと思いますんで、同じようなご意見は六ヶ所村の高橋さま、それから二本柳さま、これはお名前ないな。それから伊藤さま等々からもいただいております。本当はご発言いただきたいとこなのですが、なんせ時間がありませんので、割愛させていただきます。それから先ほど申しましたが、実は県外の方から2人、4件のご質問いただいております。ちょっとだけお名前とそれから内容を、簡単に紹介させていただきます。

また、取り扱いに関しましては、時間の関係、それから今日は県民対象ということでございますので、何も排除する訳ではございませんが、責任もって日本原燃の方でお答えするというところでございますので、何らかの形をとって、それでご容赦いただきたいと思えます。

まず、埼玉県さいたま市の鈴木さまから3点であります。化学試験報告書によると、まだ工事対応等を終了してない不適合が67件残っており、そのうちの11件はウラン試験以降に持ち越すとのことですが、不適合はウラン試験までになぜ済ます方針を持たないのですか。その方が安心だと思います。急ぐ理由は为什么呢。これも先ほどありましたけど、これに対してもまたきちっとお答えさせていただきます。

それから、同じ鈴木さまのご質問。品質保証体制に関して5つの反省点。これは略でなんかありますので、ちょっとわかりませんね。これは私の能力ではわかりません。ちょっと日本原燃さん後でお願いします。ちょっと、略、略、略で書いてあってわかりませんけれども、要するに品質保証体制に関して色々反省点があったと。それを十分活かしていつてもらいたいということですね。そういうご質問ご意見だと思います。

それから同じ鈴木さまです。ウラン試験中に起きたトラブルにより風評被害及び実被害が生じた場合、相当因果関係が証明できない場合でも損害賠償を行うのか。また、賠償金額に上限があるのはいくらか。先ほどもこれ渡辺部長の方から若干の回答がありましたけれども、それに類することですが、これに関してもきちんとして回答させていただきたいということでございます。

それから、スミスさんであります。京都市のですね。日本原燃は、六ヶ所再処理工場ではINESのどのレベル以上のトラブルは起らないと予想していますか。それはなぜですかというご質問でございます。

スミスさんはメールアドレス、住所をお書きになっておりませんが、後ほどお知らせいただければ、こちらの方でご回答するということになっております。以上4点、2人の方々のものが、県外でございます。そういうことで、後で日本原燃の方できちんと答えるということでもあります。

それから後3件ほど、似たようなものがありましたので、時間の関係でちょっと割愛させていただきますが、これらに関しましても、日本原燃の方からきちんとして回答させていただくという形にしたいと思えます。大変、私、もともと早口ですが、更に早口でやってま

いりました。しかし、8時45分にならんとしております。実に1時間半に渡ってこの質疑応答をやってまいりました。それで、今日の、説明会に關しましては、以上で終了とさせていただきますたいんですが、特に一言、言いたいという方、もし、いらっしゃいましたら。はい。短く、福澤さんでしたね。短く。

(質問者)

先ほどもなんか、私も出しましたけれども、改めて県内各地で何度でも、県民が納得いくまで説明会を開いてください。お願いします。これは一方的な説明だけでは本当に分かりません。本当に納得したいし、理解したいし、ご支援したいんですから。よろしく願います。

(司会)

はい。ありがとうございました。それじゃ、日本原燃の方で十分に検討させていただくということです。よろしく願い致します。それではこれで今日の説明会を終了させていただきますたいと思います。

本日は大変長時間に渡りまして、熱心にご質問、それからご回答いただけたと思います。また、会場の皆様方も、大変真摯に、非常に立派な態度で、マナーを守って、この説明会に臨んでいただいて、司会としては大変有り難く思っております。以上で終わりますが、また先ほど申しましたように、この内容等々に関しましてはホームページ等々で掲載させていただきますので、それらも是非ご覧いただけたらなと思います。そういうことで、本日の説明会終わらせていただきます。どうも、長い間ありがとうございました。

以 上